

平成29年度 事業計画

社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会

平成29年度 豊岡市社会福祉協議会事業計画（案）

基本方針

全国的に人口減少・少子高齢化の進行、地域社会や家族のあり方が大きく変化する中で、地域における新たな支え合いを住民等と専門職との連携・協働のもとで推進していくことが求められています。

本市においても、少子高齢化が急速に進行しており、核家族化の進展とともに、高齢者のひとり暮らしが大幅に増加するなど「世帯の縮小」によって、家族間の支え合いの力が弱まっています。また、ライフスタイルの多様化の中で、近所付き合いを負担に感じる人が増えるなど、地域でのつながりが希薄になり、助け合いの力が弱まっています。こうした中で、若者の不登校や引きこもりの増加、独居高齢者の孤独死、児童虐待などの発見の困難な問題が表面化してきました。誰もが困難な状況に陥る可能性がある今、生活不安を抱えている世帯への支援や、全ての人を受け止めるセーフティネットの構築が大きな課題となっています。

本市においては、地区公民館の範囲で住民自治を行う「地域コミュニティ組織」が平成29年度から全地区で始動しますが、住民主体の支え合い活動を前に進めていくためにも、様々な支援の方策を本会が中心となって推進していくことが必要です。

地域の支え合い体制の構築を使命とする本会においては、「新しい地域コミュニティ組織」を中核とした地域課題の解決に向けた「住民の主体的な地域づくり」と、様々な専門職のバックアップ体制による「総合的な相談・支援体制づくり」の両輪をつなぎ合わせ、全ての住民が住み慣れた地域で暮らせる地域づくりを推進していきます。

制度やサービスで救うことのできない様々な生きづらさを抱える方の「セーフティネットの最後の砦」としての機能を確立するために、「基盤強化計画」に基づき、地域福祉活動推進体制の強化、介護サービス事業の経営強化、既存事業の効果測定・見直し、職員の人材育成に向けた体制整備・目標管理等、組織の改革・強化を強力に進めます。

【基本理念】

「一人ひとりが つながり 支え合う 安心な地域づくり」

重点目標

- 1 豊岡市地域福祉計画に基づく地域福祉活動の総合的な推進
- 2 地域における総合的な相談支援事業の推進
- 3 社協活動・事業の総合化による在宅生活を支える地域福祉活動の推進
- 4 財政基盤の安定と介護サービス事業の健全な経営
- 5 基盤強化計画の推進に基づく組織の効果的・効率的な運営

実施計画【主要事業】（※印は新規事業・取組み）

1. 豊岡市地域福祉計画に基づく地域福祉活動の総合的な推進

介護保険制度改正の中で、現在の団塊世代が後期高齢者となる2025年を目途に、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステムの構築の実現」を進めていくことが位置づけられています。

本市では、人口減少、少子高齢化が進む中で、地区公民館の範囲で住民自治を行う「新しい地域コミュニティ」の取組みが平成29年度から開始され、支援が必要な方を地域で支えていく体制の構築、取組みが求められています。

平成28年度、市と本会が一体的に策定した「豊岡市地域福祉計画」においても、「地域包括ケアシステムの構築の実現」に向けて、すべての住民が主体的に地域づくりを進めていくために、住民、市、社協等のそれぞれの役割が明確にされました。

地域包括ケアシステムの構築が確実に実現されるように、目標管理制度により具体的な目標の設定、実行、評価する仕組みを整備し、従来から本会が推進してきた支え合い体制の構築・発展に向けて地域住民が主体となった協議の場づくりや見守り活動、生活支援のサポートの強化に一層取り組みます。

(1) 新しい地域コミュニティ組織との連携及び支援活動の展開

平成29年4月に市内全地区公民館圏域で一斉にスタートする「新しい地域コミュニティ組織」が、地域の生活課題の発見、課題形成、課題解決に向けた取組みが行われる場となるよう、地域福祉の基盤づくりに向けて支援活動を展開します。

- ・地域コミュニティ組織への支援活動の推進（生活課題の見える化、実施計画策定補佐、生活課題解決に向けたサポート等）
- ・地域コミュニティ組織と行政区を基盤とした支え合いの地域づくり（福祉委員会）における支援活動の総合的な推進（圏域ごとの課題の整理、課題解決に向けた協議の場づくり等）
- ・地域の生活課題・ニーズに基づいて、地区圏域で地域福祉研修会を開催し、地域の支えあいの体制づくり（見守り、居場所、生活支援等）の構築や担い手の発掘・育成に向けた働きかけの場とします。

(2) 小地域を基盤とした支え合いの地域づくり（福祉委員会）の基盤整備

①小地域（行政区圏域）を基盤とした支え合いの地域づくり（福祉委員会）を確実に推進するために目標管理によって、地区圏域ごとの行政区の場づくりの具体的な目標の設定と実行、進捗管理、評価を徹底して行います。

- ・地域住民の居場所づくり（コミュニティカフェ等）
- ・地域課題の解決に向けた見守り、協議する場
- ・生活支援体制の構築

②住民等と連携・協働し、小地域における様々な「場」で把握された生活課題・ニーズを相談

支援や地域福祉事業につなげ、課題解決に向けた支援に取り組みます。

- ③福祉委員が住民と連携して地域の困りごとに応じた活動を行うために、福祉委員の役割を地域福祉活動実践者として明確にするとともに、福祉委員会活動の拡充に向けた支援を充実し、福祉委員や住民の活動を支える基盤づくりに取り組みます。
- ④小地域の生活課題やニーズを把握・共有するために、住民と協働して支え合いマップの作成や住民座談会の開催を行い、地域と連携した住民による支え合い活動への支援を行います。
- ⑤個別課題に応じて住民の協議の場に専門職が参画し、課題解決に向けた支援方法について助言・提案等を行います。

(3) 地域課題の発見の場となる住民交流拠点の設置・運営支援※

障がいのある方、ひきこもり、子育てに悩む親など様々な生きづらさを抱えた方や住民が集い相互理解を深め、交流の場、相談できる場、地域課題の気づきの場となる毎日型で世話役がいつでも居る住民交流拠点の設置・運営に向けた住民への支援活動を展開します。

- ・空き家、空き店舗等を活用した住民交流拠点の立ち上げ・運営支援
- ・生きづらさを抱えた住民の住民交流拠点への参加の呼びかけ
- ・生きづらさを抱えた方に対する住民が主体となった見守り、支援活動へのサポート
- ・専門職のネットワークによる相談支援、複合的な問題への対応

(4) 地域での支え合い体制の構築に向けた生活支援体制整備事業の推進

生活支援コーディネーターを中心として地域住民、専門職、関係機関が連携した地区圏域における支え合い体制の構築の支援を進めます。

職員配置の基準を旧市町域から29の地区圏域に改善することで、職員配置の均一化と地域包括ケアシステムの実現に向けた最適化を行います。

- ・地域福祉活動実践者（サロン世話役や見守り活動の実行者等）等と連携した住民のニーズ、生活課題、社会資源の把握及び住民への課題提起
- ・生活支援の担い手の養成、組織化、支援活動へのマッチング
- ・地区圏域で地域福祉活動実践者、民生委員、介護事業者、NPO法人、民間企業等から構成される「地域サポート会議」における協議、多様な主体による支え合い、サービス提供体制の構築

(5) 住民参加と協働による地域福祉活動の推進

地域福祉推進計画の評価機関である地域福祉部会において定期的な協議及び評価・検証を行い、着実に推進を図ります。

(6) 各種サロン・サークル活動の充実と居場所づくりの推進

高齢者や障がいのある方、認知症やひきこもりなど生きづらさを抱えた方、子ども、子育て中の世帯の方たち等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住民への理解を広げ、各種サロン・サークル活動の定着・充実を図ります。

- ・コミュニティカフェ、ふれあいいいききサロン活動の新規拡大・充実

- ・障がいのある方や生きづらさを抱えた方等の居場所づくりの推進
- ・子育てサロン・サークル活動の支援
- ・セルフヘルプグループ活動の支援
- ・行政区内の地縁活動、グループ活動等の支援

(7) 共同募金事業・善意銀行事業の推進

地域福祉の推進を図る財源として、寄付された善意が福祉事業に効果的に活用されるよう、障がい、ひきこもり、子育て等のさまざまな分野の活動実践者等を通じて地域住民のニーズを的確に把握し、事業の推進を図ります。また、事業に使用するロゴマーク等の開発に取り組み、寄付された善意の使途を明確にPRし、寄付に対する市民の意識を高めていきます。

- ・共同募金事業の推進
- ・善意銀行事業の推進

2. 地域における総合的な相談支援事業の推進

住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、地域の身近な総合相談窓口として、地域住民の様々な課題の解決に向けた支援を行います。また、高齢者、障がい者、貧困世帯、ひきこもり等、どこにも該当しない制度の狭間にある人や複合的な課題のある世帯等への支援に向けて、相談支援事業の企画・調整から運営管理までを一体的に行う管理体制を構築するために、各地域包括支援センターを各地区センターから総合相談センターへ位置づけます。

総合相談センター（総合相談・生活支援センター、障害者基幹相談支援センター、各地域包括支援センター）を中心に、迅速・横断的な情報共有、チームアプローチによる支援、地域資源とのマッチング、資源開発を行いながら、地域の総合相談拠点として解決まで一貫したマネジメントを行います。

(1) 総合相談・生活支援センター業務の推進

制度の狭間や複合的な課題を抱えている生活困窮者に対する包括的な支援を行う総合相談・生活支援体制の構築を進めます。

- ・各機関・部署では解決できない課題の支援の見立て、解決までのマネジメント
- ・総合相談支援ネットワーク推進協議会（総合相談運営会議、総合相談支援チーム会議）の運営、市と社協の横断的な連携による課題解決体制の構築
- ・専門職、住民等からなる地域福祉ネットワーク体制の構築
- ・アウトリーチを含めた生活困窮者世帯、複合多問題世帯の早期発見・早期対応
- ・個別支援から地域の支え合いの仕組みづくり
- ・就労体験、中間的就労など就労の場づくり支援

(2) 障害者基幹相談支援センター業務の推進

障がいのある方やその家族の住まいや就労、社会参加など、地域の障がいのある方の生活や福祉についての総合的な相談窓口として、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援

や計画作成等を行い、関係機関、地域住民と協働しながら支援を行います。

- ・障がい者及びその養護者に対するの相談・指導及び助言
- ・障がい者虐待の防止及びその養護者に対する支援に関する広報・啓発活動
- ・豊岡市障害者自立支援協議会の運営
- ・ひきこもり者等への支援の充実・強化
- ・医療機関等と連携した精神障がい者の在宅生活の移行の促進
- ・研修会等を通じた地域の相談支援事業者の人材育成

(3) 地域包括支援センター業務の推進

医療・介護・介護予防・住まい・生活支援など様々な面から高齢者を支えるために、関係機関や地域の社会資源の機能をネットワーク化し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援を行います。

- ・地域ケア会議において、地域住民、専門職等による地域課題解決に向けた協議
- ・地域住民、事業者、関係機関等との高齢者見守りネットワークによる支援を必要とする高齢者の早期発見、継続的な見守り支援
- ・地域住民が主体となった地域課題解決の協議の場への参画
- ・権利擁護の対応と啓発（高齢者虐待、困難事例、成年後見制度、消費者被害の防止等）
- ・認知症予防・支援の推進（認知症に関する普及・啓発、若年性認知症支援の強化、認知症カフェ、家族介護者の会の立ち上げ及び運営支援の充実）
- ・介護予防ケアマネジメントの実施

(4) 総合的な権利擁護体制の構築

認知症高齢者や障がいのある方等が地域で安心して自立した生活が送れるよう、その権利及び利益の保護に努めるとともに、新たな権利擁護支援体制の構築に向けて市、関係機関等と協議・検討を行います。

(5) 社協セーフティネット機能の充実・強化

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるため、総合相談・生活支援センターや地域包括支援センター等と連携を図りながら、必要な資金の貸付等を行うことにより、その世帯の当座の生活の安定を図り、自立を支援します。

また、判断能力に不安のある高齢者、知的障がい者、精神障がい者の福祉サービス利用や日常的金銭管理の支援を行い、利用者の生活改善や生活困窮の予防の役割を果たします。

- ・生活福祉資金貸付事業の推進
- ・法外援護資金貸付事業の推進
- ・緊急食料支援事業を通じた生活困窮者の早期発見・早期対応
- ・日常生活自立支援事業1市2町の基幹的社協としての事業推進

(6) 各種相談活動の推進

市民の生活・福祉課題を発見し、様々な生活援助や地域福祉活動につなげるため、小地域福祉活動と連携した身近な相談窓口と専門職との連携を図ります。心配ごと相談所を常設し、いつでも住民が困りごとを相談できる場づくりを整えます。また、結婚相談所を豊岡と日高の2カ所に統合し、相談員間の情報共有、連携の充実を図り、独身男女の新たな出会いの場づくりや結婚相談体制の強化を行います。

- ・社協各部署と専門相談機関との連携の推進
- ・法律相談事業の推進
- ・心配ごと相談事業の推進
- ・結婚相談事業の推進
- ・豊岡市婚活応援プロジェクト「はーとピー」による出会いの場等の提供
- ・婚活サポーターを活用した婚活支援の実施
- ・市民参加による婚活イベントの企画・運営
- ・「はーとピー」ホームページ等を活用した情報発信

3. 新たな福祉課題に対応するための生活支援の推進

地域住民から寄せられた多様な課題を各種事業・活動を通して、総合的に生活支援ができるよう関係機関・団体・当事者間のネットワークの推進を図り、より多様な生活支援サービスの推進を行います。

(1) 地域における公益的な取組みに向けた総合支援ネットワークの構築※

一般の社会福祉法人改革では社会福祉法人に「地域における公益的な取組み」が責務として義務付けられました。本会はこれまで住民主体の地域福祉活動の推進を図っていますが、協議体組織としての強みを生かし、市内の社会福祉法人や関係機関、行政と協働して、多様化・複雑化する地域の生活課題・ニーズに対応していくネットワークの構築に中心的に取り組みます。

- ・地域貢献活動の促進に向けた、社協を基盤とした社会福祉法人等との「協議の場づくり」
- ・地域課題・ニーズの解決に向けて、他機関と連携し、社会資源の開発の提案・実施

(2) 地域福祉推進委員会の推進

地域圏域ごとに地域福祉推進委員会を開催し、地域福祉活動が着実に推進できるよう、地域住民や各関係機関等が参画し、行政区や地区における住民ニーズ、地域課題の把握、課題解決に向けた協議を行い、地域福祉活動へフィードバックする仕組みづくりを進め、行政区を始め地区全体の地域力の底上げを図ります。

4. 地域における利用者本位の福祉サービスの実現

地域において、利用者がその人らしい生活が送れるように、地域福祉と介護サービスを一体化した運営を行います。また、単に決められた介護サービスの供給だけでなく、既存のサービスの枠を超えて、個々のニーズを拾い上げ、的確に柔軟に対応し、例えターミナルケアが必要な状態になっても「在宅生活を守りきる」体制づくりを進めます。

(1) 社協活動・事業の総合化とネットワークによる在宅生活を支える地域づくり※

老々介護、経済的困窮、社会的孤立などの生きづらさを抱えた住民は、制度やサービスだけでなく、当事者の地域生活を支える住民等のインフォーマルなサポートを含めた幅広い社会資源とのネットワークづくりによる総合的な支援体制が必要です。サービスだけによる個別支援にとどまらず、当事者を受け止めて在宅生活を支える地域づくりを推進するために、地域課題・ニーズを漏らさない組織内外の支援ネットワークづくりに取り組みます。

①地域単位（旧市町圏域）で地域福祉担当者、地域包括支援センター、介護サービス事業担当者、
或いは住民、関係機関を含めた「（仮）地域生活支援会議」を随時開催

- ・個別課題を受け止められる地域づくりと、バックアップする専門職の相談・支援体制の視点合せ
- ・支援理念と目標の共有化、具体的な支援のための連携と役割分担の検討、実行、フィードバック

②住民の協議の場に専門職が参加し、地域課題・ニーズの解決に向けて助言や活用可能な制度の情報提供を行ったり、解決が難しい課題については必要に応じて関係機関につなぐことで、住民と専門職・多職種のネットワークによる当事者の在宅生活を支える地域づくりを進めます。

(2) 多様化する介護ニーズに対応できる体制の構築※

夜間、宿泊、日曜日の利用等、介護ニーズが多様化する中で、利用者の住み慣れた地域での在宅生活の維持・継続を守りきるために、利用者の生活、価値観を大切にし、24時間、365日の介護サービスが提供でき、医療・看護・地域の支え合いをつなぎ合わせた小規模多機能型居宅介護事業を日高地域において実施に向けた準備に取り組みます。

(3) 在宅福祉サービスの充実

利用者本位の介護サービスの提供や介護予防事業の充実を図るため、地域住民、組織内で連携した福祉サービスの実現をめざします。

- ・利用者のニーズ、意志を尊重した自立支援に向けたサービス提供体制の確立
- ・介護予防・生活自立支援サービスの事業受託（家族介護教室、家族介護者交流事業、食の自立支援事業、軽度生活援助事業、生きがい活動支援通所事業）
- ・福祉用具貸与事業（介護保険外）の実施
- ・給食サービス事業の実施
- ・介護用品販売事業の実施

(4) 障害福祉サービス事業の推進

障がいのある方等が、地域で自立した日常生活を送るために、障害福祉サービスの推進を図るとともに、障がいに対する理解に向けた普及・啓発活動を実施することで、障がいのある方等が地域の一員として共に生きる地域社会の実現をめざします

- ・障害者総合支援法による良質なサービスの提供（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援、障害者（児）デイサービス、障害者（児）訪問入浴）
- ・市障害者事業の受託による障がいのある方等の自立生活及び社会参加の促進、障がい者理解に向けた普及・啓発活動の実施（障害者（児）スポーツ・レクリエーション教室等開催事業）

5. ボランティア・市民活動センターの充実と福祉教育の推進

(1) ボランティア・市民活動センターの充実

地域住民、事業所、企業、関係機関等から地域の生活課題・ニーズを把握し、ボランティア活動者とのマッチングや人材育成に取り組み、地域の支え合いの仕組みづくりに取り組みます。

- ・ボランティア・市民活動センター本所・各支所のコーディネート機能の充実
- ・ボランティアの育成及び啓発の促進
- ・NPO・市民活動団体等の連携・協働による多様な活動支援
- ・災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練と体制強化

(2) 福祉教育の推進

学校や企業、各種サロン・サークル活動等を対象とした各種講座の開催、地域住民等との連携・協働した取り組みを通して、福祉教育の推進を図り、ボランティア活動や地域福祉活動への理解を深めます。

- ・各種ボランティア養成講座・体験教室、社協出前講座の開催と積極的な広報活動の実施
- ・福祉教育推進校や地域住民等との連携・協働による福祉教育の実施
- ・行政区や地縁組織・グループ及び学校等と連携した子ども福祉委員活動の推進

6. 組織体制・財政基盤の強化

地域福祉を推進する中核的な組織として、組織運営を円滑に遂行し、『豊岡市社会福祉協議会基盤強化計画』に基づき、各種計画及び方針の策定等、組織基盤の強化のための取り組みを引き続き推進します。また、効果的な事業活動を推進していくための自主財源の確保や介護サービス事業の健全な経営を行うために、職員一人ひとりの意識改革・行動改革を図り、活力あふれる職場づくりを進めます。

(1) 組織の機能強化及び運営強化

地域福祉活動を推進する中核的な組織として、制度改編や社会情勢の変化に対応できる組織づ

くりに向けてマネジメント機能の強化、住民参画による組織運営を実行します。

また、市民が抱える生活課題・ニーズを解決するべく新たなサービス等の開発に着実に取り組めるよう既存事業の見直しを行い、安定的な経営基盤の確保に取り組みます。

- ・ 専門部会を基盤とした執行機関の機能強化及び組織運営
- ・ 地域福祉活動部門の強化を図るため地区センターを地域福祉課支所とし、一体的な地域福祉活動を推進
- ・ 地域の支え合い体制の推進を図る地域福祉推進委員会の開催
- ・ 社会福祉法人制度改正への対応、社会福祉充実計画の策定
- ・ 組織の現状課題の整理・分析に伴う、組織体制の再編及び人員の適正配置
- ・ 業務を的確に効率良く実施するための『業務マニュアル』の作成

(2) 職員の人材育成に向けた体制構築、雇用体制の整理

① 『人材育成基本方針』に基づき、社協職員として求められる資質を具体化し、職員一人ひとりが人材育成に参画するよう支援する体制をつくり、意識改革・行動改革を行います。

- ・ 階層別・職種別研修の実施と外部研修への参加促進による職員の資質向上

② 職員が熱意を持って業務に取り組み、業績をあげる職場風土を目ざして執務態度・資格取得・配置・育成・目標管理・処遇等について人事管理との関係性を整理しながら、新たな枠組みを再構築し、人事考課制度への準備を進めます。

③ 制度変更への対応や小規模多機能型居宅介護事業の実施に向けて、雇用体制の課題を整理し、新たな雇用体制の構築に取り組みます。

- ・ 新たな雇用体制（日曜日・夜間勤務体制等）の構築、職員の適正配置、職員採用計画の作成

(3) 安定した財源確保と健全な財政運営

継続的かつ安定的な社協事業・活動の実施に向け、事業ごとの収支を把握しP D C Aサイクルを財政政策に反映させ、財務体質の強化を図ります。

- ・ 実施事業に対する効果を反映した組織財政運営
- ・ 経営・財務分析による中長期的な『財政・経営方針（仮称）』の策定
- ・ 単年度「経営計画」による財源の有効活用と経費削減、収益改善の実施
- ・ 地域密着型介護サービス施設の実施に向けた財政整備
- ・ 社協会費や共同募金、善意銀行の活用の見直しを含めた地域福祉活動の財源確保

(4) 既存事業の効果測定、見直し※

社会的ニーズ、基盤強化計画の使命、セーフティネットの最後の砦としての機能を果たすための必要性の観点から各事業を点検し、社会的ニーズ等が乏しい事業については、廃止や見直し等、そのあり方について検討を進めます。

事業の整理を行うことで、職員が行政区、地区圏域における見守り、支え合い体制づくりの支援に集中的に取り組める環境を整え、地域福祉活動の総合的な推進を図ります。

(5) 介護サービス事業の健全経営に向けた強化・充実

介護サービス事業の収支など中長期的な収益改善目標による健全な経営と、利用者のニーズに対応するきめ細かいサービスの実施、新たに泊まり機能を備えた小規模多機能型居宅介護事業の拠点づくりを進めます。

- ・利用者ニーズの高い泊まり機能を備えた小規模多機能型の拠点づくり
- ・介護サービス事業の採算性の確保に向けた目標管理による数値目標の設定、評価の実施
- ・介護人材の確保と育成、目標管理による業務の効率化、研修体系に沿った研修の充実
- ・デイサービスセンター等の施設関係の計画的な維持管理と有効活用に向けた検討

7. 基盤強化計画の推進

職員一人ひとりが、基盤強化計画のもと、社協職員としての基本的な考え方を共有し、職務において基本理念・使命に基づいて何を行うべきなのか、達成に向けた行動を理解することで、本会の活動や業務の中で実施できるように、基盤強化計画の着実な推進を図ります。

(1) 基本理念・使命浸透に向けた体制の構築

- ・『人材育成基本方針』に基づき、社協職員として地域福祉活動の推進を図るという使命の徹底・理解を図ります。

(2) 基盤強化計画基本方針の推進にむけた体制の構築

- ・基盤強化計画第三者評価委員会報告書に基づき、基盤強化計画の実施計画（平成29年度）を定め、計画的に基盤強化計画の基本方針の推進を図ります。
- ・実務者レベル（係長級）による定例進捗会議を開催し、実施計画の推進を図ります。

8. 指定管理事業

指定管理者として、豊岡市施設の適正な管理運営に努め、利用促進を図ります。

- ・豊岡市立各健康福祉センター指定管理事業（6施設）

9. 広報活動・啓発活動の推進

社協ホームページ・ブログにより、本会の事業や活動内容、財政状況等の情報を広く発信します。また、広報紙『とよおかのふくし』の紙面の充実を図り、地域の福祉活動や子育て、まちづくり等に関する情報など、市民が必要とする情報を掲載します。

- ・社協ホームページ・ブログを活用した情報発信の充実
- ・広報紙『とよおかのふくし』の発行（毎月／年12回）
- ・あいさつ運動キャラクター「あいちゃん」（着ぐるみ等）の活用